

## 基本目標2 快適環境のまちづくり



個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署		
2-1 大気汚染を防止する	大気汚染に係る環境基準を達成する	環境基準達成率(光化学オキシダント)	前年度より改善	各年度		【具体的な目標値】 達成率 前年度以上	環境保全課 (公害係)		
		環境基準達成率(光化学オキシダントを除く物質)	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%			
				特定事業場等に対する排出基準遵守等の指導	特定事業場に係る大気汚染の苦情がある場合には、立入検査を実施し、排出規制遵守等の指導を行う。				
	大気汚染に関する公害の発生を減らす	大気汚染に関する公害苦情件数	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少			
					野焼きの未然防止に向けた広報・リーフレット等による啓発活動の実施	野焼き禁止について広報及びホームページ掲載により、市民への啓発を行うとともに、リーフレットの窓口等への配置により、未然防止に向けた啓発を行う。			
	その他の取組			建築物解体時における石綿(アスベスト)の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設リサイクル法に伴う建物解体時の届出書のチェック項目により吹付け材の有無を確認し、吹付け材があった場合には、アスベスト等の含有分析調査結果報告書の提出を求める。また、吹付け材にアスベスト等が含有している場合、情報提供を行う。【建築指導課】</li> <li>大気汚染防止法に基づく届出があった場合には、立入検査を実施し飛散防止に係る確認・指導を行う。【環境保全課】</li> </ul>		建築指導課 環境保全課 (公害係)		
2-2 水質汚濁を防止する	水質汚濁に係る環境基準を達成する	環境基準達成率	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%	環境保全課 (公害係)		
					河川の常時監視の実施、汚濁状況の把握	水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の測定計画」に基づき、環境基準点等7箇所について、年間24回(1日2回／月)水質測定を実施する。また、市独自調査として荒川水系12箇所、濁川水系20箇所、笛吹川水系8箇所において水質測定を実施し、市内河川の汚濁状況を把握する。			
					特定事業場への立入検査等による指導	水質汚濁防止法に基づく特定事業場について、設置等届出時及び立入検査により公共用水域への排水管理について指導を徹底する。			
	生活排水対策を推進する	生活排水処理率	達成率99% (前年度増加率を下回らないこと/年)	R4		【具体的な目標値】 達成率 前年度以上			
					浄化槽立入検査等による維持管理指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水対策重点地域(濁川流域)を中心に、単独処理浄化槽の立入検査を実施し、管理義務未実施者に対して指導を行う。(相川地区、350基)</li> <li>浄化槽法定検査未受験者に対し、立入りによる個別指導を行う。(2,000基)</li> <li>浄化槽の適正管理の周知を目的に、浄化槽設置者講習会を年3回(6、10、2月)開催する。</li> </ul>			
	公共下水道の整備による水洗化の促進				新たな取組として、工務部との連携を図り、下水道工事の着手前説明会に参加する中で、地域住民への下水道接続の必要性を強調し、供用開始後の早期接続に備えて、住民への適切な指導を図っていく。		上下水道局 (計画課) (給排水課)		
	その他の取組			国や県、流域周辺自治体との広域的連携を進める	水質汚濁防止法、浄化槽法等に関し、国と連携するとともに、県、流域周辺自治体の河川水質検査結果等の情報の共有を図る。		環境保全課 (公害係)		
2-3 土壤・地下水汚染を防止する	土壤汚染の発生を防止する	汚染発生件数	発生しない	各年度		【具体的な目標値】 発生しないこと	環境保全課 (公害係)		
					土壤汚染の汚染状況の調査・把握	土壤汚染対策法に基づく届出(3条、4条、14条)及び事業場への立入により調査・把握を行う。			
					事業場への法に基づく汚染防止対策の指導	土壤汚染対策法に基づく届出時及び事業場への立入により防止対策の指導を行うとともに、ホームページへの掲載、リーフレットによる啓発を行う。			
	地下水に係る環境基準を達成する	環境基準達成率	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%			
					地下水の常時監視の実施、汚染状況の把握	水質汚濁防止法に基づく「公共用水域及び地下水の測定計画」に基づき、概況調査といて、市内10地点(21地点を2年のローリングで実施)、定点モニタリングとして9地点において環境基準項目等の測定を実施し、地下水の汚染状況の把握を行う。			
	事業場への法に基づく汚染防止対策の指導				有害物質使用特定事業場及び有害物質貯蔵事業場に対し、設置等届出時及び立入検査時に汚染防止対策の指導を行う。				
その他の取組			地下水位の常時監視の実施		県が実施する市内3箇所の地下水位観測結果により、地下水位の監視を行う。				

個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署
2-4 騒音・振動・悪臭の発生を防止する	騒音に係る環境基準を達成する	道路交通騒音に係る環境基準達成率	前年度より改善	各年度		【具体的な目標値】 前年度より改善	環境保全課 (公害係)
		生活空間の騒音に係る環境基準達成率	達成率100%	各年度		【具体的な目標値】 達成率100%	
					道路交通騒音の常時監視の実施、騒音状況の把握	騒音規制法に基づき市内幹線道路約100kmについて、5年のローテーションで自動車騒音の常時監視を実施する。本年度は国道20号線等23.0kmについて実施し、騒音環境基準の達成状況を把握する。	
	騒音・振動・悪臭に関する公害の発生を減らす				生活空間騒音の調査の実施、騒音状況の把握	市内5地点(住居地域3地点、準工業地域1地点、工業地域1地点)で騒音測定を実施し、環境基準達成状況を把握する。	
		騒音・振動・悪臭に関する公害苦情件数	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少	
					特定事業場への立入検査等による、騒音・振動・悪臭防止及び基準遵守等の指導	特定事業場に係る苦情があった場合、立入検査を実施し、基準遵守等の指導を行う。	
2-5 化学物質による汚染を防止する	化学物質による環境リスクを低減する	化学物質の環境中への排出量・移動量	前年度より改善(県全体)	各年度		【具体的な目標値】 前年度より改善(県全体)	環境保全課 (公害係)
					環境中の化学物質の状況を把握する	PRTR制度に基づき、県に届出された化学物質の排出量等を把握する。	
					化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	化学物質による環境汚染状況(大気、水質等)の情報収集を行い、化学物質による環境リスクを把握し、関係者への普及啓発・問合せ対応を行う。	
	その他の取組				ダイオキシン類の発生防止に向けた指導、啓発等の実施	野外焼却に係る指導、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設への立入り調査・指導を行う。	
					化学物質等の適切な管理と廃棄	平瀬浄水場水質検査室では、毒物5種、劇物39種、普通物109種を薬品室において保管管理している。取扱いは定められた標準作業手順書に従い、薬品による作業室の内外環境を汚染しないように管理する。また、水質検査に伴い発生する試験廃液等は分別・貯蔵後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物として、専門業者に処分を委託する。	上下水道局 (浄水課)
2-6 快適環境を保全する	良好な景観や自然環境を保全する	規制等への違反件数	前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】 前年度より減少していること 「甲府市景観計画」の推進に努めるとともに、法令や条例等に基づく審査や指導を行い、良好な景観や自然環境を保全する。	都市計画課
					「甲府市景観計画」の推進	市民や事業者の理解のもと、景観行政を総合的に展開していくため、甲府市景観計画を推進する。	
					条例等に基づく良好な景観形成の促進	甲府市景観計画及び甲府市景観条例により一定規模を超える行為を届出対象とし、景観形成基準に基づき審査して必要と認めたときは指導・助言又は勧告を行い、景観形成を推進する。	
					風致地区の自然環境保全	風致地区(甲府城跡、愛宕山、護国神社、酒折、荒川、和田峠)内における許可対象行為について許可基準に基づき審査し、都市の風致を維持し、良好な自然環境を保全する。	
					地区計画に基づく良好な環境の保全	各地区(神屋、住吉、古府中西、濁川西等)の、地区整備計画に基づき審査し、良好な住環境の保全を図る。	
					開発行為の適正化	都市計画法及び甲府市宅地開発事業の基準に関する条例による開発行為を許可基準や設計基準などに基づき審査し、緑地や住環境の保全を図る。	
					屋外広告物の適正化	甲府市屋外広告物条例に基づき審査及び指導を行い、屋外広告物の適正化を図り、良好な景観を保全する。	

個別目標	取組方針	指標	目標値	達成年度	具体的な取組	令和3年度の具体的な取組	担当部署		
2-6 快適環境を保全する	武田氏館跡整備事業の推進	整備済み面積 前年度より増加	各年度		【具体的な目標値】梅翁曲輪ゾーンの土壘修理工事(1,200m <sup>3</sup> )を行い、往時の館環境を復元する。		歴史文化財課		
					史実に基づく史跡の復元 梅翁曲輪の土壘等の復元を行う。				
					自然環境や歴史的景観に配慮した観光拠点や周遊園路の整備	復元工事に際しては、稀少植物等植生に配慮する。また復元に使用する石材、土は自然素材を使用し、土壘等の植栽に際しては、現状の植生を利用する。			
					史跡整備を目的とする宅地等の公有地化	史跡範囲内、古府中町地内の公有地化を推進する。			
					松木堀の環境保全と整備	松木堀は、史跡整備工事(護岸工事など)を実施し、環境改善に取り組む。			
					定期的な除草の実施	大手門東史跡公園(4,988m <sup>3</sup> )、松木堀整備完了地(600m <sup>3</sup> )、スポット公園4箇所(4,517m <sup>3</sup> )は、樹木の剪定、消毒、芝刈込み、抜根除草を年2~3回実施する。他の公有地(48,394m <sup>3</sup> )は6月~11月の間週3日制で除草作業を実施する。			
2-7 地域美化の促進－不法投棄や犬等のふんの発生防止・空き地等の適正管理－	その他の取組				福祉施設、バリアフリーのためのインフラ充実	特別交付金により、視覚障がい者誘導用ブロックの整備を充実させ、視覚障がい者の利便性の向上を図る。	道路河川課		
					車道と歩道をフラットな形に整備	市道深住吉線の車道と歩道をフラットな形に道路改良を行い、歩行者の安全性、快適性を高める。			
2-7 地域美化の促進－不法投棄や犬等のふんの発生防止・空き地等の適正管理－	不法投棄の発生を減らす	不法投棄発生件数 前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】前年度より減少していること (参考) 平成26年度 214件 平成27年度 232件 平成28年度 143件 平成29年度 193件 平成30年度 99件	令和元年度 127件	収集衛生課		
					不法投棄監視パトロールの実施	・市職員による通常パトロール及び撤去処理 ・甲府市環境監視員による通常パトロール			
					中北地域廃棄物対策連絡協議会との連携強化	・廃棄物監視員による常時パトロール ・不法投棄場所の確認及び撤去作業 ・不法投棄防止啓発物品の作成 ・産業廃棄物処理月間に伴う一斉パトロール			
					不法投棄禁止看板の設置や広報誌・チラシ配布等による啓発	・自治会と連携しての不法投棄遅滞への防止看板設置 ・広報誌を活用してのごみの減量化、廃棄物適正処理の啓発			
					不法投棄実態調査によるマップの作成	・作成済み不法投棄マップの更新			
					犬等のふん対策マニュアルを活用したパトロールの実施	・通報に基づく強化巡回・監視・指導			
2-8 資源物等の持ち去りを防止する	資源物等の持ち去り行為を減らす	持ち去り行為発生件数 前年度より減少	各年度		適正飼育看板の設置や広報誌・チラシ配布等による啓発	・通報があった自治会等との連携による、適正飼育看板の設置やチラシの配布 ・広報誌やラジオ、動物愛護イベントの開催等を通じた適正飼育の啓発 ・集合注射(狂犬病予防注射)時の啓発物品配付による啓発	生活衛生業務課		
					空き地等の適正管理に向けた広報誌・チラシ配布等による啓発	・広報誌等を活用した適正管理についての普及・啓発			
2-8 資源物等の持ち去りを防止する	資源物等の持ち去り行為を減らす	持ち去り行為発生件数 前年度より減少	各年度		【具体的な目標値】前年度より減少していること (参考) 平成26年度 20件【指導・通報】 平成27年度 6件【指導・通報】 平成28年度 14件【指導・通報】 平成29年度 2件【指導・通報】 平成30年度 0件【指導・通報】	令和元年度 4件	収集衛生課		
					巡回・監視パトロールの実施	・市職員による早朝巡回・監視パトロール ・通報箇所の強化巡回・監視パトロール			
					資源物等の買い取り業者との連携強化	・資源回収協同組合との連携 ・買い取り業者の情報収集			
					持ち去り行為禁止看板の設置や警告チラシ等による啓発	・集積所への持ち去り禁止看板の設置 ・外国人向け持ち去り禁止看板の設置 ・集積所でのチラシ配付による普及・啓発			